

平成27年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年6月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成27年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 27名 定員 29名  
欠席 1名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

## 平成27年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年6月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 31 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  25 番 渡邊 弘義 委員  28 番 小西 正春 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 農用転用事実確認願の受理及び確認について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条許可申請決定について 農地法第5条第1項許可申請意見決定について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について 事業計画変更承認申請の承認について
5		その他
		閉会宣言 14 時 55 分

## 平成27年度第3回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第3回魚沼市農業委員会総会は、平成27年6月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

それでは、時間になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員数28名のうち、欠席者は議席番号9番大島強喜委員1名です。出席者数27名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長からご挨拶をいただきます。会長お願いいたします。

（時刻は13時31分）

上村会長  
（挨拶）

### 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

特段報告事項はございませんが、総会終了次第、部会のほうを開催させていただきたいと思っておりますので、引き続きご出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ありませんが、総会終了後、農地部会やりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

広報部会長（菑澤芳子委員）

広報部会でも特別に報告するようなことはありません。今日の部会では、農業委員会だより第17号に向けて話し合いを進めていきたいと思っています。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、報告事項それぞれあったわけですが、内容についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号25番渡邊弘義委員、議席番号28番小西正春委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は5件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明、事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。整理番号5番及び14番から17番の相続人は、市外、または県外に在住していますが、認定農業者や地元に住む農業者、または親戚が耕作並びに保管理をしています。その他は、既に認定農業者等へ貸し付けしている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件です。

整理番号1	申請人	*****		
	申請地	*****の一部	田	153.47 m <sup>2</sup>
	転用目的	農作業所		

整理番号2	申請人	*****		
	申請地	*****の一部	田	128.09 m <sup>2</sup>

## 転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地転用事実確認願の受理及び確認について

議長（上村会長）

日程第3報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、今月は3件について受理及び確認をいたしました。詳細については、事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第4号について、事務局の説明どおり事前配布ということで、確認いただいたと思います。内容について質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」については、既に事務局で確認済みということでございますので、異議なしと認め、受理することといたします。

## 農地法第3条許可申請決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の7ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について、今月の申請は売買による所有権移転が2件、贈与によるもの2件、賃借権の設定が6件、使用貸借権の設定によるもの3件で、合計13件です。

整理番号1 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 362 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は国道に面した田んぼですが、譲渡人が転居で耕作ができなくなったため、隣接する宅地と一体で売買の話がまとまり、申請があったものです。宅地には既に住宅が建っており、譲受人の後継者が住む予定で、耕作に便利のため、畑として今後栽培する予定とのことです。譲受人の世帯は経験年数もあり、一部作業委託等行っておりますが、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 13 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は譲受人の自宅のすぐ前にある畑ですが、以前から譲受人の畑と一体で耕作されており、これから先も譲受人が耕作する以外はないため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業生産法人の構成員で、農地を法人へ貸し付けしているため、自作地が30a未満で下限面積要件を満たしておりませんが、調査書の第2項第5号の欄にあるとおり、申請地はその位置、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地であり、施行令第6条第3項第3号の特例に該当するものです。また、現地には既に野菜が栽培されており、今後についても効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計 551.15 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

圃場はよく耕作されております。移転の理由としましては、譲渡人が高齢のため、同一世帯の孫へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は認定農業者で、大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 1,544 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

こちらにつきましても、圃場のほうは耕作されております。申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが、遠方で耕作ができないため、親戚の譲受人へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は大型機械も



そろっており、経験年数もあるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 畑ほか6筆 合計 24,664 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃貸借権設定 5年間 \*\*\*\*\*

申請地は福山森林体験の家の周辺の農地ですが、近くに住む譲受人と賃貸借契約の話がまとまり、この度申請があったものです。譲受人は認定農業者で、大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号6番から13番は、\*\*\*\*\*が貸借するため、まとめて説明のほうをさせていただきます。

賃借料につきましては、筆ごとに決まっているので、一律申し上げられないんですけれども、\*\*\*\*\*につきましては、10a 当たり\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*程度ということで設定のほうをされています。これにつきましては、\*\*\*\*\*がその圃場ごとに地形、連たんの度合い、面積、日当たり、水管理等の条件で1筆ごとに管理し、それぞれ賃借料を設定しているということで、こちらのほうには細かくて記載できませんけれども、おおむね\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*の間で賃借料のほう設定をしております。

整理番号6 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 1,970 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間

整理番号7 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 1,810 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間

整理番号8 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか2筆 合計 3,026.61 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間

整理番号9 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田 2,959 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間

整理番号10 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか2筆 合計 2,371 m<sup>2</sup>  
権利種類 賃借権設定 5年間

整理番号 11 譲渡人 \* \* \* \* \*  
譲受人 \* \* \* \* \*  
申請地 \* \* \* \* \* 田 757 m<sup>2</sup>  
権利種類 使用貸借権設定 5年間

整理番号 12 譲渡人 \* \* \* \* \*  
譲受人 \* \* \* \* \*  
申請地 \* \* \* \* \* 田ほか1筆 合計 814 m<sup>2</sup>  
権利種類 使用貸借権設定 5年間

先ほど同じ譲渡人が出てきましたけれども、それぞれ権利の種類が違うために、分けて申請があったものです。

整理番号 13 譲渡人 \* \* \* \* \*  
譲受人 \* \* \* \* \*  
申請地 \* \* \* \* \* 田ほか2筆 合計 2,061 m<sup>2</sup>  
権利種類 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢並びに労働力不足等で耕作できないため、\* \* \* \* \*が水稻やそば等の経営規模拡大を図るため申請があったものです。

なお、\* \* \* \* \*への貸し付けということで\* \* \* \* \*への貸し付けとなりますので、解除条件付の賃貸借、または使用貸借契約となっております。

以上、整理番号1番から5番は、別添調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号6番から13番については、別添調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたらお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、6日に譲受人の代理の方が来られて、一応話を伺いました。その後現地確認しましたし、あと譲渡人のお宅にも伺って一応お話を伺いました。内容については、事務局が説明されたとおりでありますし、若干ここが建物の屋根雪の処理の場所も兼ねているようで、やっぱり一体的に利用しないとなんかまずいということでございます。現地は地目田んぼですが、畑で利用されているようでありますので、今年ももう既に耕作されておりますので、今後もきちっと管理されていくと思います。

佐野 彰委員

整理番号2番ですが、\* \* \* \* \*さんと\* \* \* \* \*さんは、家持・分家の間柄で、長年分家の\* \* \* \* \*さんが知らないで、その土地の耕作をずっと続けていたんですが、今回測量が入って、たまたまこの1筆が出てきたので、これを買取るということで現地を確認してきました。もう耕作もしておりますので、事務局の報告の

とおりでございます。

#### 佐藤正喜委員

整理番号3番ですが、事務局が言ったとおり、孫のところへ贈与するという案件で私も確認してまいりましたし、その前にこの筆だけ残していたんだそうで、今回また総会にかけるような形でございます。

#### 小西正春委員

整理番号4番ですが、この件につきましては、\*\*\*\*\*さんから電話をもらいまして、次の日行ってまいりました。\*\*\*\*\*さんがずっと小作していたものを今度贈与受けるということで、従妹関係でございますので、耕作している人は今度も変わりがないので、大して問題はないと思います。

#### 馬場公雄委員

整理番号5番ですが、21日に\*\*\*\*\*さんと現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、体験の家の周りで全ての場所が見える所でありまして、現在アスパラの収穫なども忙しそうにやっております。間違いなく耕作続けていくと思えます。

#### 高橋日出子委員

整理番号6番ですが、これは\*\*\*\*\*が譲受人ということですので、事務局のおっしゃるとおり間違いはないと思います。

#### 小西正春委員

整理番号7番・8番・9番・12番ですが、これも\*\*\*\*\*の担当ですが、22日に\*\*\*\*\*の\*\*\*\*\*代表と話をしてきました。最初去年までの半分は、結局部分委託でしてきたものを、今度全面委託という形でやるということで、\*\*\*\*\*が全部まかるもので、問題ないと思います。

#### 目黒隆弥委員

整理番号10番ですが、本案は雪のあるうちに話のあったのを、小作料を決めるために、今まで作業は進んでいきましたけれども、名義を動かさなかったという案件でございます。23日に現地確認しました。全く異常なく、整然と作付けがされておりました。電話で\*\*\*\*\*と本人に確認を行いました。

#### 佐野 彰委員

整理番号11番ですが、現地見学しまして、\*\*\*\*\*さんとお会いしました。\*\*\*\*\*さんが去年から体を悪くして耕作できないということで、\*\*\*\*\*さんにお任せするというので引き受けされまして、只今レンコンの栽培をしておりますので、間違いなく耕作しております。事務局の報告のとおりでございます。

#### 渡邊弘義委員

整理番号13番ですが、双方に電話連絡取りました。山のほうとしては場所がいいので、\*\*\*\*\*も受けたんじゃないかと思えます。問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入りますが、議案第1号については、権利の種類ごとに採決を行います。

最初に、所有権移転売買並びに贈与に関する整理番号1番から4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に関する整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定に関する整理番号番6番から10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号11番から13番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請決定」については、申請どおり許可することといたします。

## 農地法第5条第1項許可申請意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について、今月の申請は3件です。内訳ですが、所有権移転売買が2件、所有権移転贈与が1件となっております。

整理番号1	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田ほか1筆 341 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 贈与
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟2階建て
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は大浦新田地内の農地です。転勤の都度、引っ越しを繰り返して

きましたが、子供が中学生になったので、父より郊外地を譲り受け、実家近くに住宅を建て、定住するため申請のあったものです。

整理番号2	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田ほか1筆 合計 330 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟3階建
	農地区分	第1種農地
	判断理由	申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は大浦集落内の農地です。国道17号浦佐バイパス工事に住宅等が当たることになり、移転の必要があり、候補地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号3	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 畑 254 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	一般住宅建築用敷地
	申請概要	住宅1棟2階建
	農地区分	第1種農地
	判断理由	申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は四日町地内の農地です。現在アパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、一般住宅を建築したい旨、申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたら、お願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1番については、事務局の説明のとおりなんですけども、現地私も確認しましたが、周りが住宅に囲まれて、こういう転用になるということで、しょうがないのかなと思っております。

整理番号2番に関しては、これは先ほど説明ありましたように、バイパスの移転先ということで、地図の内容では遠く離れているようになっておりますが、実際はもう計画道路の脇になるということで、大浦の地区で住宅がものすごく建って増える見込みのところでございます。第1種でございますが、周りは住宅地ということです。よろしくお願いいたします。

阿達 正委員

整理番号3番ですが、昨日譲受人の\*\*\*\*\*さんと現地を一緒に見てきました。事務局の説明があったとおり、周りは家に囲まれたところにポツンと畑というか、池とかそういうのがいろいろありまして、全然問題ありませんので、一般住宅ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願ひいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は、整理番号ごとに行ひます。最初に、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」については、整理番号1番・2番・3番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

日程第4議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページをお願ひします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 田 428 m <sup>2</sup>
	新地目	原野
	農地状況	災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。
	判断理由	申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。

申請地は下島地内の農地です。平成16年の中越大震災により背後の山の斜面が崩れ、土砂で埋まり、耕作ができなくなりました。

整理番号2 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 532 m<sup>2</sup>  
新地目 原野  
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。  
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。  
申請地は青島地内の農地です。昭和の頃から耕作をしていないため、原野化してしまったものです。

整理番号3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑ほか4筆 合計 1,523 m<sup>2</sup>  
新地目 原野  
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。  
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため。  
40年ほど前から耕作放棄してしまい、山林・原野化してしまったものです。以上です。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から3番まで説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をいたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権設定	新規	利用権設定を受ける者 6 人、利用権設定をする者 8 人 面積 13,930.54 m <sup>2</sup> 筆数 24 筆
	更新	利用権設定を受ける者 6 人、利用権設定をする者 5 人 面積 12,318 m <sup>2</sup> 筆数 12 筆
中間管理機構		利用権設定を受ける者 1 人、利用権設定をする者 20 人 面積 93,252.26 m <sup>2</sup> 筆数 122 筆
転貸		利用権設定を受ける者 1 人、利用権設定をする者 1 人 面積 1,391 m <sup>2</sup> 筆数 2 筆
計		利用権設定を受ける者 14 人、利用権設定をする者 34 人 面積 120,891.80 m <sup>2</sup> 筆数 160 筆

詳細につきましては事前配布しておりますので、ご覧いただいておりますかと思ひます。

次に、所有権移転ですが、議案書の 23 ページをお願いします。

今月は 2 件となっております。

整理番号 1	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権の移転をする者	*****	
	内容	*****	田ほか 1 筆 合計 3,332 m <sup>2</sup>
	対価	*****	

整理番号 2	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権の移転をする者	*****	
	内容	*****	田 635 m <sup>2</sup>
	対価	*****	

詳細につきましては、事前配布したとおりです。

利用権設定並びに所有権移転について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。なお、6 月末時点の自己所有地を含めた認定農業者への集積率ですが 45.3%、所有農地使用貸借権設定を除いた賃借権を設定した認定農業者への流動化率は 27% となっております、いずれも前月に対して若干増加のほうしております。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりましたが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。



## 事業計画変更承認申請の承認について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

追加の別紙議案書をお願いします。

議案第5号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	申請地	***** 田ほか1筆 合計970㎡
	転用目的	病院職員用仮駐車場
	変更申請概要	駐車場（34台分）
	変更理由	事業計画期間の延長

本件は、平成25年7月の総会において病院建設工事に伴う病院職員用仮設駐車場整備のために平成27年6月30日までの一時転用許可が出されました。先月の総会にて永久転用への変更申請を受けましたが、この度はその内容を変更し、市立小出病院整備工事の期間である平成27年末までの一時転用期間の延長を行う事業計画変更の承認申請が改めてあったものです。以上です。

議 長（上村会長）

続いて地区担当委員、特に補足がありましたら、お願いいたします。

阿達 正委員

整理番号1ですが、今日見てきて、場所的にはずっと駐車場ということで、小出病院のほうも入り口がまだ前の入り口ですし、まだ工事が終わっていないということです。できればこのまま一時転用ということで、よろしくお願ひしたいと思います。事務局の説明どおりです。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決をいたします。整理番号1番について、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議案第5号「事業計画変更承認申請の承認」については申請どおり承認することといたします。

## その他

議長（上村会長）

続いて、日程第5「その他」ということで、各団体選任委員からの報告ありましたらお願いいたします。

関 武雄委員（北魚沼農協）

今回は、特別報告することはありません。

渡邊正一委員（農業共済）

特にありません。

目黒隆也委員（土地改良区）

一部だけ報告申し上げますが、魚沼地域振興局農業振興部の関係というか、土地改良区の事業の見通しなんですけれども、先般事業費の割り当て通知が入りましたが、ほぼ100%に近いような進捗状況のところは金額的にも大したことはないので100%の内示があったそうなんですけど、団体員とか、経営体育成型というようなことで、伊米ヶ崎、一日市、小平尾、下倉、湯之谷、舟山というようなところは、どちらかというところでは80%、ひどいところは13.3%というようなことで、合計で平均的には57.6%しか内示がきていないということで、さらに仕事が思うようにいかない。若干遅れるというようなことになろうかと思えます。その中で、一部というか団体員の関係になりますけれども、土地改良区でやります小水力発電については、78%の一応内示が来ているというような状況でございます。以上です。

議長（上村会長）

続いて、事務局お願いします。

事務局（山本事務局長）

それでは、私のほうからも2点ほどお願いしたいと思えます。

まず、1点目ですが、5月25日開催の第2回の総会におきまして、小幡委員のほうから質問がありました議事録の件でございます。前回の総会の中で議事録を窓口でコピーして渡していただけないかというようなことで、お話がありました。私どものほうで若干調べさせていただいたんですけれども、議事録につきましては作成をして、縦覧に供さなければならない。私どもで言えば農業委員会のカウンターのところでは縦覧に供しております。ホームページ等でも閲覧できます。問題は議事録をコピーして渡せるかということでございますが、これにつきましては、議事録はあくまでも縦覧というようなことで、コピー等については一切できないというようなことでございます。どうしてもコピーが必要であるようでしたら、情報公開の申請を行って頂きたいということでございます。

議長（上村会長）

その件に関して、そういう回答ということでご了解いただきたいと思います。

事務局（山本事務局長）

続きまして、農地パトロールの件で若干私のほうからお話をさせていただきます。

今日の配布資料の中にも農地パトロールのチラシ、それから大きいポスターで3枚ほどそれぞれ委員の方にお配りさせていただきました。特にポスターにつきましては、地元のほうにお帰りいただきましたら、集会所等に掲示板等がございましたら、そちらのほうにお貼りください。3部全部貼れという意味ではございません。貼れる場所がありましたら、皆さんに周知をお願いしたいというようなことでございます。それで、今日の資料の中に農地パトロールの実施要綱と実施についてということで2種類のA4の用紙を配らせていただきました。本来であれば今日農地部会が開催されて、この農地パトロールの計画等が策定をされて皆さんのほうへお知らせをするというような格好になるわけですが、時間的に再度集まっていたいで説明するのなかなかお手間をかけますので、実施の時期、それから報告等については一応この場で先に説明をさせていただいて、本日農地部会で話されて、内容的に報告等があるようであれば、後日皆さんのほうに文書等でお知らせするというような格好にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、実施要項を見ていただきたいわけですが、趣旨につきましては第1条に書いてあるとおりでございます。遊休農地の実態把握、発生防止、解消、それから農地の違反転用発生防止対策等について取り組むというようなことでございます。今年度の時期につきましては、7月から10月ということで農地パトロール月間として設定をさせていただきたいというようなことであります。内容につきましては、3条に掲げてありますが、遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握、農地法の許可、これは転用等でございますが、違法状況の確認、それから違反転用の早期発見等でございます。

また、5条のところでも事前準備というようなことで、皆さんすでに農地パトロールも経験されている方がほとんどであります。利用調査の図面等を私どものほうで用意して、それぞれの委員の方に担当する地区の図面をお渡しして、現地を回っていただくというようなことでございます。この図面につきましては後日配布いたします。システム等の入れ替えの時期になって、そちらのほうにどうも手を取られて図面が間に合っておりません。7月に入りましたら、郵送でお送りさせていただきます。その際、先ほどお話した本日開催される農地部会で今お配りした内容に変更等があれば、一緒に同封させていただきたいというようなことで、ご理解のほどよろしくお願ひします。

3ページを見ていただきたいんですけども、当該農地の権利と判断基準というようなことで簡単な説明が書いてありますが、A分類とB分類となっております。A分類につきましては、再生利用が可能な荒廃農地というようなことでありますし、B分類については困難、いわゆるもう再生利用が困難だよというものがB分類になります。A分類につきましては、抜根だとか整地、区画整理、客土により、再生することにより、通常の農地、農作業ができる、耕作が可能となることが見込まれるという場所になりますし、B分類につきましては、もう既に森林の様相を呈していて、復元が困難な農地というようなことでございます。

あともう一つ、調査の実施についてということで、それが含まれているものがあるかと思っておりますが、これについて調査方法等が記載されています。実施時期、方法等については先ほどお話したとおりでありますし、実施地域については市内全域ということでございます。この中で調査のときに、それぞれ車両等使われるかと思っておりますけれども、燃料費等についてはキロ40円というようなことで昨年同様ですが、支給をさせていただきます。

調査図につきましては先ほどお話したとおりで、7月なるべく早い時期に皆さんの

ところに担当する場所の地図を配布させていただきたいということであり、地図につきましては、昨年度は何も書かない農地の表示がされたいいわゆる航空写真をお渡ししたのですが、昨年度も皆さんから一生懸命調査をしていただきまして、その調査結果については既に地図の中に落とし込みが完了しております。なので、今回は昨年まで皆さんが調査をして落とし込んだものを入れた地図というか航空写真をお送りしますので、新たに発生してしまったところについては当然追加として見てもらう。今まで報告をしたんだけど、まだ全然解消もされていないし、全然変わっていないという部分については変更がなければ、そのまま入れてもらって結構ですので、そんなことでお願いをしたいということでもあります。内容的には、航空写真につきましては、26年度時点の新しい航空写真ですので、地図を見ただけでも大体状況が把握できるようになっています。それぞれどうしても行けない部分、行けないということは確認できないわけですので、されているものはありますけれども、どうしても行けない部分で、明らかに耕作放棄地になっているところにつきましては、写真等々により判断をと思いますが、その辺は委員各位の判断にお任せいたします。

2 ページを見てもらいたいのですが、結果報告ということで、6番に8月の総会時までにお願したいというようなことでもあります。期間的には、10月までというような設定であります。7月中旬あたりから8月いっぱいぐらいかけて、現在の委員の方が1回パトロールをしていただきたいというようなことをお願いしたいと思えます。それから10月ごろに、皆さんが回ってきてもらった結果、全農業員のみんで再度回ってみたらどうかという部分があれば、そこでまた1回、全員で農地パトロールというようなことで、地区を限定して回ることができればいいのかなと考えていますのでよろしくお願いします。

3 ページであります。調査に出たときの報告書です。実施地区名、それから委員の名前、実施日等を書いて、車等使用すれば走行距離を記載していただくというようなこととなります。このキロ数によって、燃料費というようなことで清算をさせていただきたいと思えます。実施に内容につきましては、1から5までの項目に当てはまる場所に記載をしていただくというようなことでもあります。特に一番下のところで、昨年に対して今回パトロールしてみて、個々の委員さんの感想、見た目の感想だと思えますけれども、増加しているとか、解消されているとか該当するところに丸印をつけていただければと思えます。

それから4ページですけれども、農地パトロール実施月間報告書というようなことで書いてあります。これと、右側の皆さんのほうにもお配りする航空写真、こちら手元にいくものはA版サイズ・カラー印刷でお渡しますが、もしパトロールをしていただいて、例えば耕作放棄地があった、違反転用があった等がありましたら、ここの記載例に基づいたような格好で表記をして、私ども事務局のほうに提出をいただければと思えます。そんなことで、本来であれば農地部会をして、その後に皆さんにご説明するところでもあります。事前に説明をさせていただきました。何度とも言いますが、農地部会で変更等があれば、また皆さんにお知らせをいたしますので、よろしくお願いします。私のほうからは以上です。

#### 議長（上村会長）

農地パトロールということで、農業委員会の主たる業務でございます。変わらない内容ではありますが、今後やはり農地の管理という観点からは、この農業委員会でも農地の状況をパソコンで開示するというような手はずになっているところでは、やはり農業委員として厳密にある程度調査、この状況を把握していかな

ければならんのではないかなということ考えております。非常に暑い中で大変でございますけれども、農地の現状調査ということでひとつよろしく願いいたします。

その他、事務局を含めそれぞれ用意していただいた意見ですが、このほか皆さま方委員のほうで何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

事務局（星主任）

全国農業新聞の普及についての説明

議長（上村会長）

全国農業新聞の拡大につきましては、県の市町村会長会議、また全国農業会議でも常に言われておりまして、実は県内の各会長さんも非常にそれぞれ部数が減っている中で「頑張ろう」の声は掛かるんですけども、なかなか厳しいというような状況でございますが、今ひとつこのような情報がありましたら、事務局に連絡いただきたいということでもありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この総会につきましてスムーズに進行していただきまして、大変ありがとうございました。この後農地部会、並びに農政部会、また広報部会ということでそれぞれ部会がございます。もうしばらく時間が掛かりますけれども、お願いしたいと思います。

総会につきましては、これで終了させていただきます。大変どうもご苦勞様でございました。

(時刻は 14 時 55 分)

上記会議の内容は、平成 27 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---